

決議（案）第4号

在日米軍基地の第三国への軍事利用に関する説明責任を求める決議

上記の決議（案）を別紙のとおり提出する。

令和8年9月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

提出者	三鷹市議会議員	石 井 れいこ
賛成者	〃	野 村 羊 子

在日米軍基地の第三国への軍事利用に関する説明責任を求める決議

2026年3月及び4月、米軍三沢基地所属のF16戦闘機が中東地域に展開し、対イラン作戦に関与したとの報道がなされた。英国の国防・安全保障専門メディア「UKディフェンス・ジャーナル」は、公開情報の分析に基づき、三沢基地所属のF16が3月に12機、4月には三沢基地及び米南部サウスカロライナ州の空軍基地所属の機体を合わせて6機、対イラン作戦に投入されたと報じている。沖縄の第31海兵遠征部隊が佐世保基地配備の強襲揚陸艦なども中東へ展開したと報じられている。三沢基地所属機の具体的任務は現在も明らかになっていない。

イランのアラグチ外相は8月29日、共同通信の取材に対し、「平和を愛する日本の人たちは米国の犯罪について、日本政府に説明責任を問うべきだ」と述べ、三沢基地をその一例として名指しした。

日本国内にある米軍基地が我が国の防衛とは直接関係しない第三国への軍事作戦に使用されるのであれば、日本が当該紛争に関与していると受け止められたり、報復の対象となる危険性が高まったりする可能性がある。在日米軍基地の使用は、日米関係だけの問題ではなく、日本国民の生命と安全に直結する国防上の問題として捉える必要がある。

このような問題は今回が初めてではない。2025年8月5日の参議院予算委員会で、伊勢崎賢治議員は、同年6月の米軍によるイラン核施設への攻撃をめぐり、受入れ国が自国の米軍基地の第三国への攻撃利用を認めないことを発信することは、自国の国防に関わる問題であると指摘した。これに対し石破茂内閣総理大臣（当時）は、「事前協議でございますので、日本としてそれはできないということはございます」と答弁し、事前協議の在り方を改めて確認する必要性及び日米安全保障条約と日米地位協定を一体として考える必要性に言及した。

さらに、2026年6月22日の同委員会では、朝鮮国連軍を構成する部隊のうち、米軍については事前協議の制度があるが、米軍以外の部隊については兵站上の協力にとどまるとの政府解釈が茂木敏充外務大臣より示された。外務省自身も公式に、朝鮮国連軍は国連軍地位協定第5条に基づき、合同会議を通じて我が国政府が同意した施設・区域（横田飛行場を含む在日米軍施設・区域7か所）を使用できるとしている。この枠組みは主として朝鮮半島有事を対象とするものであり、今回報道された対イラン作戦とは法的根拠を異にするが、いずれも「日本が基地使用の可否を主体的に判断できる制度になっているか」という共通の問いを含む。横田飛行場には在日米軍司令部等も所在し、本市を含む多摩地域に位置しており、本市にとっても無関係な問題ではない。

基地があるから日本が守られるという一方向からの議論だけでなく、基地があることによって、日本が外国の軍事行動に巻き込まれ、報復の対象となるリスクはないのかという視点からの検証が必要である。

よって、本市議会は、政府に対し、以下の事項を強く求める。

記

- 1 三沢基地をはじめ、在日米軍が2025年6月及び2026年3月、4月の対イラン軍事行動に関与した事実の有無及びその内容について政府が把握している事実を明らかにするとともに、在日米軍施設・区域が第三国への戦闘作戦行動の基地、出撃拠点、兵站拠点等として使用された事実の有無を米国政府にも確認し、その結果を国民に説明すること。
- 2 在日米軍基地から第三国に対して行われる軍事作戦について、日米安全保障条約第6条の実施に関する交換公文に基づく事前協議の対象範囲を明確にするるとともに、朝鮮国連軍及び国連軍地位協定に基づく施設使用に係る合同会議の同意プロセスがどのように機能しているのかを明らかにし、日本政府がどの範囲で主体的に関与、判断できるのかを国民に説明すること。
- 3 在日米軍基地の第三国への軍事作戦への使用により、日本が紛争当事国とみなされ、基地周辺住民を含む国民が報復等の危険にさらされる可能性について、抑止力だけでなく、巻き込まれ、報復のリスクを含めて検証し、結果を公表するとともに、必要な措置を講ずること。
- 4 在日米軍基地の使用について、日本の国防及び国民の安全を最優先に判断できるよう、米国政府との協議を行うとともに、必要に応じて日米地位協定及び国連軍地位協定の見直しを検討すること。

上記、決議する。

令和8年9月30日

三 鷹 市 議 会